

夏季企画展に係る文化財撮影・印刷物製作業務に関する一般競争入札公告

夏季企画展に係る文化財撮影・印刷物製作業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和5年5月29日

岐阜関ヶ原古戦場記念館
館長 小和田 哲男

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
夏季企画展に係る文化財撮影・印刷物製作業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約の日から令和5年7月12日（水）まで
- (4) 納品場所
岐阜関ヶ原古戦場記念館（岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原894-55）

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 博物館等（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設又は博物館と同種の事業を行い同法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設（文部科学省の実施する社会教育調査の対象となる施設に限る。）をいう。）において過去3年以内に2件以上の国宝、重要文化財の撮影実績（所蔵者の承諾を受けて行ったものに限る。）を有する者を有すること。
- (5) 学芸員資格及び上級デジタルアーキビスト資格を有する者を有すること。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

住所 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 8 9 4 - 5 5
部署 岐阜関ヶ原古戦場記念館企画課学芸係
連絡先 0 5 8 4 - 4 7 - 6 0 7 0
E-mail c23116@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和 5 年 5 月 2 9 日（月）から令和 5 年 6 月 6 日（火）までの毎日（記念館の休日を除く。）午前 9 時 3 0 分から午後 5 時まで

イ 交付場所

3 の(1)に同じ。

来館する場合及び電子メールによる交付を希望する場合は上記 3 の(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に、当該申請書において規定する添付書類を添付した上で、持参又は郵送により 3 の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和 5 年 6 月 6 日（火）1 7 時（郵送の場合は必着のこと）

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、令和 5 年 6 月 7 日（水）までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 5 年 6 月 9 日（金） 1 0 時

イ 場 所 岐阜県不破郡関ヶ原町関ヶ原 8 9 4 - 2 8
関ヶ原町歴史民俗学習館 1 F 多目的室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに 3 の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3 の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第 114 条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 入札等に関する質義がある場合は、令和 5 年 6 月 5 日（月）17 時までに書面により 3 の（1）まで提出するものとする。

(8) 詳細は、入札説明書による。